国立研究開発法人国際農林水産業研究センターにおける障害を理由とする 差別の解消の推進に関する対応規則

(冒的)

第1条。この規則は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律 第65号。以下「法」という。)第9条第1項の規定に基づき、また、障害を理由とす る差別の解消の推進に関する基本方針(令和5年3月14日閣議決定。以下「基本方針と いう。)に即して、法第7条に規定する事項に関し、国立研究開発法人国際農林 水産業研究センター(以下「センター」という。)の役員、職員、再雇用職員及び 契約職員(以下「役職員」という。)が適切に対応するために必要な事項を定めたも のである。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第2条。 後職員は、装第7条第1項の規定に基づき、その事務技は事業を行うに当たり、障害(身体障害、知的障害、精神障害(発達障害及び高次脳機能障害を含む。)その他の心身の機能の障害(難病等により起因する障害を含む。)をいう。以下間じ。)を理由として、障害者(障害及び社会的障壁により継続的に貨幣生活技は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。以下間じ。)でない者と不当な差別的散扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。これに当たり、後職員は、別紙第1から第3までに定める富富事項に留意するものとする。

なお、別紙中「望ましい」と記載している内容は、それを実施しない場合であっても、法に受すると判断されることはないが、障害者基本法(昭和45年法律第84号)の基本的な理念及び法の首的を踏まえ、できるだけ取り組むことが望まれることを意味する(次条でおいて間じ。)。

(合理的配慮の提供)

第3条。後職員は、法第7条第2項の規定に基づき、その事務技は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている管の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、幹齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮(以下「合理的配慮」という。)の提供をしなければならない。なお、後職員は、別紙第4から第6までに示す事項に留意するものとする。

(監督者の責務)

- 第4条 職員を監督する地位にある者 (職員豁存規程 (13国研セ第4-31号) 第1 1条第1項第1号に掲げる職員をいう。以下「監督者」という。)は、箭2条に規定 する事項に関し、障害を埋由とする差別の解消を推進するため、次の答号に掲げる事 項に注意して障害者に対する不当な差別的散報いが行われないよう注意し、また、 障害者に対して合理的配慮の提供がなされるよう環境の整備を図らなければならない
 - 一 首常の執務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し、その監督する職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。
 - 三 障害者等から不当な差別的散物い芝は合理的配慮の不提供に対する稍談芝は苦情の単語等があった場合には、迅速に状況を確認すること。
 - 三 合理的配慮の必要性が確認された場合、監督する職員に対して、合理的配慮の 提供を適切に行うよう指導すること。
- 2 監督者は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に 対処しなければならない。

(懲戒処分等)

第5条 職員が障害者に対し、不当な差別的散扱いをし、艾は過量な負担がないにもかかわらず合理的配慮の不提供を繰り遊す場合には、その態様等によっては、職務上の義務に違反し、艾は職務を惹った場合等に該当し、懲戒処分等に付されることがある

(相談体制の整備)

- 第6条 センターに、その職員による障害を理由とする差別に関する障害者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するための相談窓口を置く。
 - いちそうながちょう
 - · 総務部庶務課長
 - きん そうむ ぎしょむ か ちょうほ を (多うむ じんじはんたんとう) 総務部底務課課長補佐 (労務・人事班担当)
 - 加 総務部総務課長
- 2 箱談等を行おうとする者は、手紙、電話、FAX、電子メールなど任意の方法を崩いて、箭項答号に掲げる箱談整台のうち、いずれの整台にも箱談を行うことができることとする。
- 3 第1項の相談感点に寄せられた相談等は、総務部底務課に獲約し、相談者のプライバシーに配慮しつつ関係者間で情報執着を図り、以後の相談等において活用することとする。
- 4 第1項で設置する相談窓口は、必要に応じ、充実を図るよう努めるものとする。

(研修・啓発)

第7条。センターは、障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、殺職員に対し、 法や基本方針等の周知や、障害者から話を聞く機会を設けるなど必要な研修・啓発を

行うものとする。

- 2 新たに後職員となった者に対しては、障害を理由とする差別の解消に関する基本的な事項について理解させるために、また、新たに監督者となった職員に対しては、障害を理由とする差別の解消等に関し求められる役割について理解させるために、それぞれ研修を行うものとする。
- 3 後職員に対し、障害の特性を理解させるとともに、性別や脊齢等にも配慮しつつ 障害者へ適切に対応するために必要なマニュアルの活用等により、意識の啓発を図るも のとする。

南剿

この規則は、一型成28年4月1日から施行する。

刻紙

国立研究開発法人国際農林水産業研究センターにおける障害を理由とする 差別の解消の推進に関する対応規則に係る留意事項

第1 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、前・サービス艾は答種機会の提供を指否すること、提供に当たって場所・時間帯などを制限すること、障害者でない者に対しては付さない条件を付けること等により、障害者の権利利益を侵害することを禁止している。なお、車椅子、補助犬その他の支援機器等の利用や介助者の付添い等の社会的障壁を解消するための手段の利用等を理由として行われる不当な差別的散物がいた、障害を理由とする不当な差別的散物がありまする。

また、障害者の事実上の平等を促進し、支は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的散物いではない。したがって、障害者を障害者でない者と比べて優遇する散物い(いわゆる積極的改善措置)、法に規定された障害者に対する合理的配慮の提供による障害者でない者との異なる散物い及び合理的配慮を提供等するために必要な範囲でプライバシーに配慮しつつ障害者に障害の状況等を確認することは、不当な差別的散物いには当たらない。

このように、不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害者を問題となる事務・事業について、本質的に関係する諸事情が同じ障害者でない者より不利に扱うことである点に留意する必要がある。

第2 正当な理由の判断の視点

正当な理由に相当するのは、障害者に対して、障害を理由として、財・サービスや答種機会の提供を拒否するなどの取扱がが落額的に見て正当な首的の下に行われたものであり、その首的に照らしてやむを得ない場合である。センターにおいては、正当な理由に相当するか否かについて、具体的な検討をせずに正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なずうことなく、個別の事案ごとに、障害者及び第三者の権利利益(例:安全の確保、財産の保全、損害発生の防止等)、センターの事務文は事業の首的、内容・機能の維持等の観点に鑑券、具体的場面や状況に応じて総合的・客額的に判断することが必要である。

後職賞は、並当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を行掌に説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。その際、後職員と障害者の対方が、お互いに相手の立場を賛量しながら相互理解を図ることが求められる。

第3 本当な差別的取扱いの具体例

正当な理由がなく、不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例及び正当な理由があるため、不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例は以下のとおりである。なお、記載されている内容はあくまでも例示であり、これらの例だけに限られるものではな

いこと、並当な埋前に相当するか塔かについては、個別の事案ごとに、散述の観点等を踏まえて判断することが必要であること、並当な埋前があり不当な差別的散物がに該当しない場合であっても、合理的配慮の提供を求められる場合には別途の検討が必要であることに留意する。

(正当な理由がなく、不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例)

- 障害があることを理由として、ごなりことを写りたを拒否する。
- 〇 障害があることを理由として、一律に対応の順序を後回しにする。
- 〇 障害があることを理由として、一律に書面の交付、資料の送付、パンフレットの 提供等を拒んだり、資料等に関する必要な説明を省いたりする。
- 障害があることを理由として、 一律に説明会、シンポジウム等への出席を拒む。
- 事務・事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、障害を理由に、来所の際に付き添い者の同行を求めるなどの案件を付けたり、特に支障がないにもかかわらず、障害を理由に付き添い者の同行を指む。
- 障害者を介助する管導犬、介助犬の入所を拒否する。
- 障害の種類や程度、サービス提供の場面における本人や第三者の安全性などについて考慮することなく、漠然とした安全上の問題を理由に施設利用を拒否する。
- 業務の遂行に支障がないにもかかわらず、障害者でない者とは異なる場所での対応を 行う。
- 障害があることを理由として、障害者に対して、言葉遣いや接客の態度など一律に 接遇の質を下げる。

(正当な理由があるため、不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例)

- センターの損害発生の防止の観点から、車椅子の利用者が置敷きの個室を希望した際に、敷物を敷く等、管を保護するための対応を行う。
- 〇 障害者本人の損害発生の防止の観点から、手続きを行うため障害者本人に同行した 者が代筆しようとした際に、必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ、障害者本人に 対し障害の状況や本人の手続きの意思等を確認すること。

第4 合理的配慮の基本的な考え方

1 障害者の権利に関する条約(昭和26年条約第1号。以前「権利条約」という。)第 2条において、「合理的配慮」とは、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての 人権及び基本的自由を享有し、文は行使することを確保するための必要かつ適当な変 更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失 した文は過度の負担を課さないもの」と定義されている。

法は、権利案約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等に対し、その事務・事業を行うに当たり、個点の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている管の意思の表前があった場合において、その実施に禅う資短が過量で

ないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮を行うことを求めている。合理的配慮は、障害者が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と削剝することによって生ずるもの(いわゆる「社会モデル」)との考え方を踏まえたものであり、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、障害者が値をの場合において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な散組であり、その実施に挙う負担が過量でないものとする。

こうりてきはいりょ 合理的配慮は、センターの事務又は事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる 乾歯で本来の業務に付随するものに随られること、障害者でない者との比較において ピラヒョ゚の機会の提供を受けるためのものであること、事務又は事業の目的・内容・機能 の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。その提供に当たってはこれ らの点に智意した光で、当該障害者が現に豊かれている状況を踏まえ、社会的障壁の によきょ 除去のための手段及び方法について、当該障害者本人の意向を尊重しつつ「第5 ゕ゚゚゠ゕゔヮゟ゚゙たんのまたんできゃがが、ゕ゚た 過重な負担の基本的な考え方」に掲げる要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方 の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で柔軟に対応がなされ る必要がある。建設的対話に当たっては、障害者にとっての社会的障壁を除去するた めの必要かつ実現可能な対応案を障害者と職員が共に考えていくために、双方がお互 いの状況の理解に努めることが重要である。例えば、障害者本人が社会的障壁の除去 のために普段講じている対策や、センターとして対応可能な取組等を対話の中で共有 する等、建設的対話を通じて相互理解を深め、様々な対応策を柔軟に検討していくこ とが円滑な対応に資すると考えられる。さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、 社会情勢の変化等に応じて変わり得るものである。合理的配慮の提供に当たっては、 でいた。 せいべつ ねんれい じょうたいとう はいりょ 障害者の性別、年齢、状態等に配慮するものとし、特に障害のある女性に対しては、 障害に加えて女性であることも驚まえた対応が求められることに留意する。

なお、障害者との関係性が長期にわたる場合には、その都度の合理的配慮とは別に、 後述する環境の整備を考慮に入れることにより、ず・長期がなコストの削減・効率化 につながる点は重要である。

3 意思の装飾に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを言語(手話を含む。)のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段(通訳を介するものを含む。)により伝えられる。

また、障害者からの意思表前のみでなく、障害の特性等により本人の意思表前が 困難な場合には、障害者の家族、支援者・介助者、基定代理人等、コミュニケーション を支援する者が本人を補佐して行う意思の表前も含む。

なお、意思の装削が困難な障害者が、家族、支援者・於助者、法定代理人等を確っていない場合など、意思の装削がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明旨である場合には、法の趣旨に鑑みれば、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的

な取組に努めることが望ましい。

4 合理的配慮は、不特定多数の障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の「環境の整備」を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。また、障害の状態等が変化することもあるため、特に、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、提供する合理的配慮について、適宜、見置しを行うことが重要である。なお、相談・紛争事案を事前に防止する観点から、合理的配慮の規模に関する相談対応等を契機に、規則やマニュアル等の制度改正等の環境の整備を図ることも有効である。

第5 過重な負担の基本的な考え方

過重な資植については、真体的な検討をせずに過重な負担を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や 状況に応じて総合的・落鎖的に判断することが必要である。

職員は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者に丁寧にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。その際には箭迷のとおり、職員と障害者の対方が、お互いに相手の立場を尊重しながら、建設的対話を通じて相互理解を図り、代替措置の選択も含めた対応を柔軟に検討することが求められる。

- 事務・事業への影響の程度(事務・事業の目的、内容又は機能を損なうか否か)
- 実現可能性の程度 (物理的・技術的制約、人的又は体制上の制約)
- 費用・負担の程度

第6 合理的配慮の具体例

第4で示したとおり、合理的配慮は、具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ 個別性の高いものであるが、例としては、次のようなものがある。

なお、記載した例はあくまでも例示であり、恋ず実施するものではないこと、記載されている例以外であっても合理的記憶に該当するものがあることに留意する必要がある。

(合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の例)

- 段差がある場合には、車椅子利用者にキャスター上げ等の補助をする、携帯スロープを渡す。
- 革養子利用者のために可能な酸り監架棚の低いデにパンフレット等を監架し艾は 転架棚の篙いデに監架されたパンフレット等を取って渡す。パンフレット等の位置を 分かりやすく伝える。
- 首節の場所までの繁竹の際に、障害者の歩行速度に合わせた速度で歩く、では前後・ 左右・距離の位置取りについて、障害者の希望を聞く。
- 障害の特性により、頻繁に離席の必要がある場合に、会場の座席位置を扉付近にす

る。

- 多目的トイレが設置されている施設では必要に応じて案内する。
- 疲労を感じやすい障害者から別室での保憩の単出があった際、別室の確保が困難である場合に、当該障害者に事情を説明し、対応感亡の近くに食椅子を移動させて臨時の保憩スペースを設ける。
- 不随意運動等により書類等を押さえることが難しい障害者に対し、職員が書類を押さえたり、バインダー等の固定器具を提供する等を行う。
- センターデきがで災害や事故が発生した際、避難情報等の繁急情報を聞くことが難 しい聴覚障害のある者に対し、手書きのボード等を用いて、分かりやすく繁竹し誘導 を関る。
- センターで備え付けている車椅子の利用を必要に応じて案内する。
- イベント会場において知的障害のある子どもが発声やこだわりのある行動をしてしまう場合に、保護者から子どもの特性やコミュニケーションの方法等について聞き取った上で、落ち着かない様子のときは個室等に誘導する。
- 〇 視覚障害のある者からトイレの個室を繁的するよう求めがあった場合に、求めに応じてトイレの個室を繁的する。その際、同性の職員がいる場合は、障害者本人の希望に応じて同性の職員が繁的する。

(合理的配慮に当たり得る情報の取得、利用及び意思疎通への配慮の具体例)

- 筆談、読上げ、手話、点字、拡矢支字、触覚による意思伝達などのコミュニケーション手談を崩いる。
- 会議資料等について、点字、拡大文字等で作成する際に、客々の媒体間でページ番号 等が異なり得ることに留意して使用する。
- 視覚障害のある出席者に会議資料等を事前送付する際、読上げソフトに対応できるよう電子データ(テキスト形式)で提供する。
- 意思疎通が不得意な障害者に対し、絵カード等を活用して意思を確認する。
- 駐車場などで通常、口頭で行う繁茂を紙にメモをして渡す。
- 書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の自の前で示したり、分かりやすい記述で 伝達したりする。本人の依頼がある場合には、代読や代筆といった記慮を行う。
- 〇 比喩表現等が苦手な障害者に対し、比喩や暗喩文は三重否定表現などを用いずに 具体的に説明する。
- 〇 障害者から前出があった際に、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説前し、芮蓉が強解されたことを確認しながら応対する。また、なじみのない外来語はさける、漢数学は用いない、時刻は 24時間表記ではなく午前・午後で表記するなどの配慮を澄顗に置いたメモを、必要に応じて適時に渡す。
- センターウェブページにおいて、各コンテンツを一般的な普声読み上げに対応する 措置を行うなど視覚障害者に配慮した情報発信を行う。
- 会議の進行に当たり、資料を見ながら説明を聞くことが困難な視覚文は聴覚に障響

のある出席者や知的障害を持つ出席者に対し、ゆっくり、丁寧な進行を心がけるなどの配慮を行う。

〇 会議の進行に当たっては、職員等が出席者の障害の特性に合ったサポートを行う等、す。能な範囲での記慮を行う。

(ルール・慣行の柔軟な変更の具体例)

- 順番を持つことが苦手な障害者に対し、周囲の者の理解を得た上で、手続き順を入れ替える。
- 立って前に並んで順番を持っている場合に、周囲の者の理解を得た上で、当該 障害者の順番が来るまで削室や席を用意する。
- スクリーン、手話通訳者、板書等がよく見えるように、スクリーン等に近い席を確保 する。
- センターの敷地内において、車両乗降場所を施設出入口に近い場所へ変更する。
- センターの敷地内の駐車場等において、障害者の来所が多数見込まれる場合、通常、 、障害者専用とされていない区画を障害者専用の区画に変更する。
- 施犬との接触、多人数の中にいることによる繁張等により、発作等がある場合には 、当該障害者に説明の上、施設の状況に応じて別室を準備する。
- 非公表文は柔公表情報を扱う会議等において、情報管理に際る担保が得られることを前提に、障害のある出席者の理解を接助する者の同席を認める。
- シンポジウム、見学会等において、障害の特性を踏まえて休憩時間等を延長する。

また、合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例及び該当しないと考えられる例としては、流のようなものがある。なお、記載されている内容はあくまでも例示であり、合理的配慮の提供義務違反に該当するか否かについては、個別の事案ごとに、

新述の観点等を踏まえて判断することが必要であることに留意する。

(合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例)

- 〇 職員採用試験等を受ける際に、筆記が困難なためデジタル機器の使用を求める背出があった場合に、デジタル機器の特込みを認めた箭例がないことを理道に、必要な調整を行うことなくご律に対応を断ること。
- 〇 職員採用試験等を受ける際に、車椅子等の支援機器の使用措置を希望する単出があった場合に、前例がないことを理由に、必要な調整を行うことなく一律に対応を断ること。
- イベント会場的の移動に際して支援を求める単出があった場合に、「何かあったら 困る」という描象的な理由で具体的な支援の可能性を検討せず、支援を誘ってと。
- 自由席での開催を予定しているセミナーにおいて、弱視の障害者からスクリーンや 板書等がよく見える席でのセミナー受講を希望する単出があった場合に、事前の座席 確保などの対応を検討せずに「特別扱いはできない」という理論で対応を断ること。

(合理的配慮の提供義務に反しないと考えられる例)

- 事務の一環として行っていない業務の提供を求められた場合に、その提供を勝ること。(必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られることの観点)